

# 大口町スポーツ推進計画



平成30年3月

大口町教育委員会

# 大口町スポーツ推進計画 目次

第1章	大口町スポーツ推進計画の概要	
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間	2
第2章	スポーツの定義・意義	
2-1	スポーツの定義	3
2-2	スポーツの意義と役割	3
第3章	大口町のスポーツを取り巻く現状と課題	
3-1	大口町における社会情勢の動向	4
3-2	大口町におけるスポーツの現状と課題	4
第4章	スポーツ推進の基本的な考え方	
4-1	基本理念	7
4-2	基本方針	7
第5章	スポーツ推進に向けた施策	
5-1	生涯スポーツの推進	8
5-2	競技スポーツの推進	10
5-3	スポーツ活動を支える人材育成・組織の充実	10
5-4	スポーツ活動の礎となる基盤整備	11
5-5	スポーツによるまちづくりの推進	11
第6章	実現に向けた各主体の役割	12
第7章	計画の推進体制と評価・見直し	
7-1	計画の推進体制	14
7-2	計画の評価・見直し	14

# 第1章 大口町スポーツ推進計画の概要

## 1-1 計画策定の趣旨

本町では、「輝く水と緑 元気な暮らし広がる 自治のまち おおぐち」を目指して、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念に、住民との協働によるまちづくりを進めてきました。

生涯学習課では、とりわけスポーツ活動の振興に力点を置き、心身の健康保持はもとより、スポーツを通して住民同士のつながりやコミュニティの形成に寄与する施策を展開してきました。その中で、スポーツの持つ役割は地域社会を築く上で必要不可欠だとの認識は徐々に広がりを見せてきました。

このような流れの中、平成23年8月には「スポーツ基本法」が施行され、平成24年3月には、同法第9条に基づき「スポーツ基本計画」が策定されました。この計画では、施策の展開に当たり、従来までのスポーツ振興策からスポーツ推進策へと一段と高められ、現代社会の中でスポーツの果たす役割の重要性が示されました。さらに、平成29年3月には、スポーツの価値を具現化することや、スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働していくことを明記した「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

本町においては、年齢・性別を問わず「だれでも」「いつでも」「どこでも」を合言葉に個人のライフスタイルに応じてスポーツを楽しむ環境を整えてきましたが、今後も引き続き環境整備と同時にスポーツを楽しむことから生み出される付加価値に着目していくことが求められています。

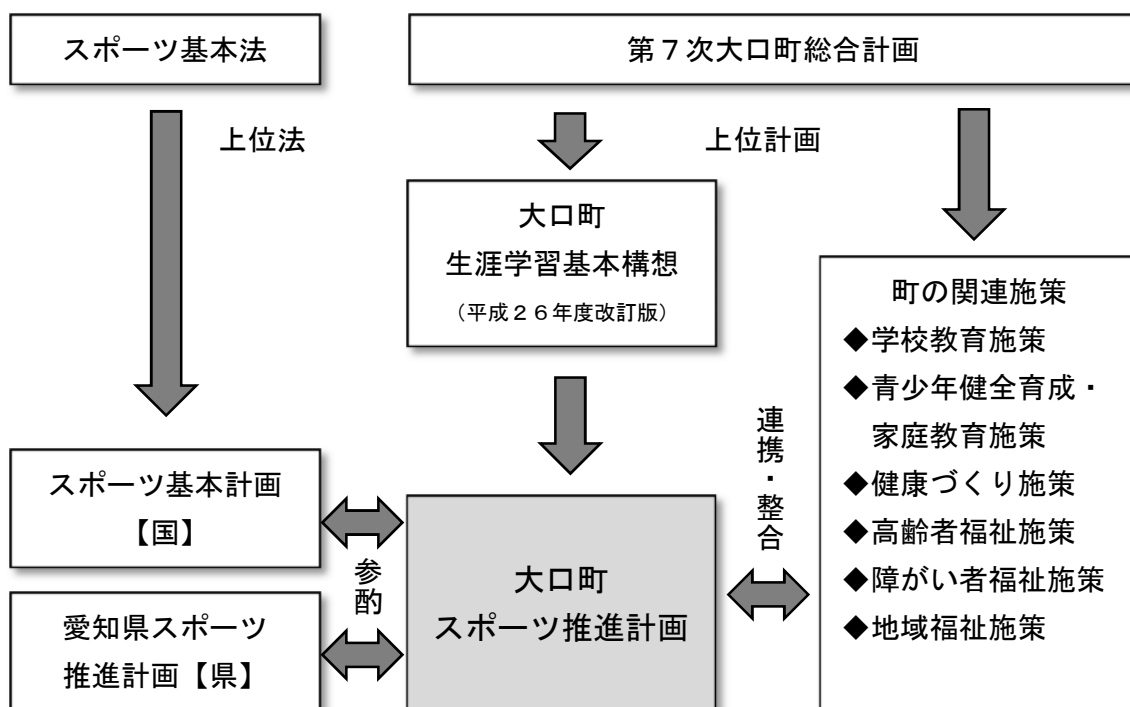
このような背景を踏まえ、これまでのスポーツ振興の取り組みを継続・充実させる中で、スポーツに親しむ住民を一層増加させ、スポーツの付加価値を高めるため、「大口町スポーツ推進計画」を策定します。



## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく本町のスポーツ推進に関する計画であり、国の「スポーツ基本計画」及び県の「愛知県スポーツ推進計画（いきいきあいち スポーツプラン）」を参酌し、本町の实情に即したスポーツの推進に関する理念や方向性を示すものとして位置づけるものです。

また、町の上位計画である「第7次大口町総合計画」やその他関連計画と連携し、多角的に住民のスポーツ活動を推進するためのものです。



## 1-3 計画の期間

計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。ただし、計画期間中であっても、スポーツを取り巻く環境の変化や新たな課題などの発現があれば、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 スポーツの定義・意義

### 2-1 スポーツの定義

スポーツ基本法の前文において、スポーツとは『心身の健全な発達、健康および体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養などのために個人または集団で行われる運動競技、その他の身体活動である。』と定義されています。

これを踏まえ、本計画では、より身近で気軽に楽しめるものとして、スポーツの定義を幅広く捉えることとします。

そのため、ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技種目だけではなく、健康づくりのためのウォーキングや介護予防のための運動など、目的をもった身体活動の全てをスポーツとして捉えます。さらに、自らが体を動かして行う「するスポーツ」だけでなく、競技を観戦する「みるスポーツ」、試合や大会などで審判等として関わる「ささえるスポーツ」なども、スポーツとして捉えることとします。

### 2-2 スポーツの意義と役割

スポーツ基本法の前文において、『スポーツは世界共通の人類の文化である』と明記されていることから、住民が生涯にわたり心身ともに健康的な生活を営む上で不可欠な文化こそが、本計画におけるスポーツの意義であるといえます。

また、スポーツの役割においては、下記の項目を想定しています。

#### ◆青少年の健全育成

次代を担う青少年に、スポーツを通じて、自他共にかげがえのない存在であることを認識させ、社会の一員である自覚を促し、人格の形成に寄与する。

#### ◆地域コミュニティの醸成

人と人との交流、地域と地域との交流を促進し、地域の活力を醸成する。

#### ◆健康長寿社会の実現

心身の健康の維持増進を促進し、健康寿命の延伸を図る。

## 第3章 大口町のスポーツを取り巻く現状と課題

### 3-1 大口町における社会情勢の動向

全国的に人口減が進む中、本町の人口は1980年（昭和55年）以降増加し続け、2015年（平成27年）の国勢調査では人口が23,274人となり、今後もしばらくは緩やかな増加が続くと考えられます。

高齢者人口が占める割合（高齢化率）は、愛知県平均、全国平均と比較して低い値を示していますが、団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、高まる傾向が強くなっています。1世帯あたりの世帯人員は減少が続いており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなど、大口町を取り巻く社会情勢が変化してきています。

### 3-2 大口町におけるスポーツの現状と課題

▼ 日頃からスポーツを通じて、年齢・性別を問わず心身の健康や活力をつけることが、健康増進や生活習慣病の予防にもつながります。

そのため、軽スポーツや生涯スポーツなどによる体を動かすきっかけとなる機会の提供や継続できる取り組みが必要です。

▼ 本町には、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」日頃からスポーツを楽しむことができる社会の実現を目指す総合型地域スポーツクラブがあり、幅広い世代を対象にしたスポーツや健康に関する事業を積極的に進めています。今後、さらに長期間にわたり、安定して運営できる体制づくりが求められます。

▼ スポーツ推進委員や体育協会及び加盟団体、スポーツ少年団各単位団、企業や個人のグループ、その他NPO団体など、様々な団体が多方面で活動しています。

これらのスポーツ団体が、互いの利点を理解し連携と協力を深め、一体的にスポーツの普及と振興を図ることが求められます。また、指導者やリーダーの育成など、こうした住民を主体としたスポーツ活動の支援が必要です。

▼ スポーツ施設や学校体育施設開放は、日常的なスポーツや健康づくりの場として、多くの個人・団体に積極的に利用されています。

今後、利用者が快適に施設を利用できるよう、利用者の使いやすい運営に努めるとともに、長期的な展望を踏まえ、施設・設備の定期的な点検や修繕、計画的な改修や整備を進める必要があります。

### 【現状と目標指標】

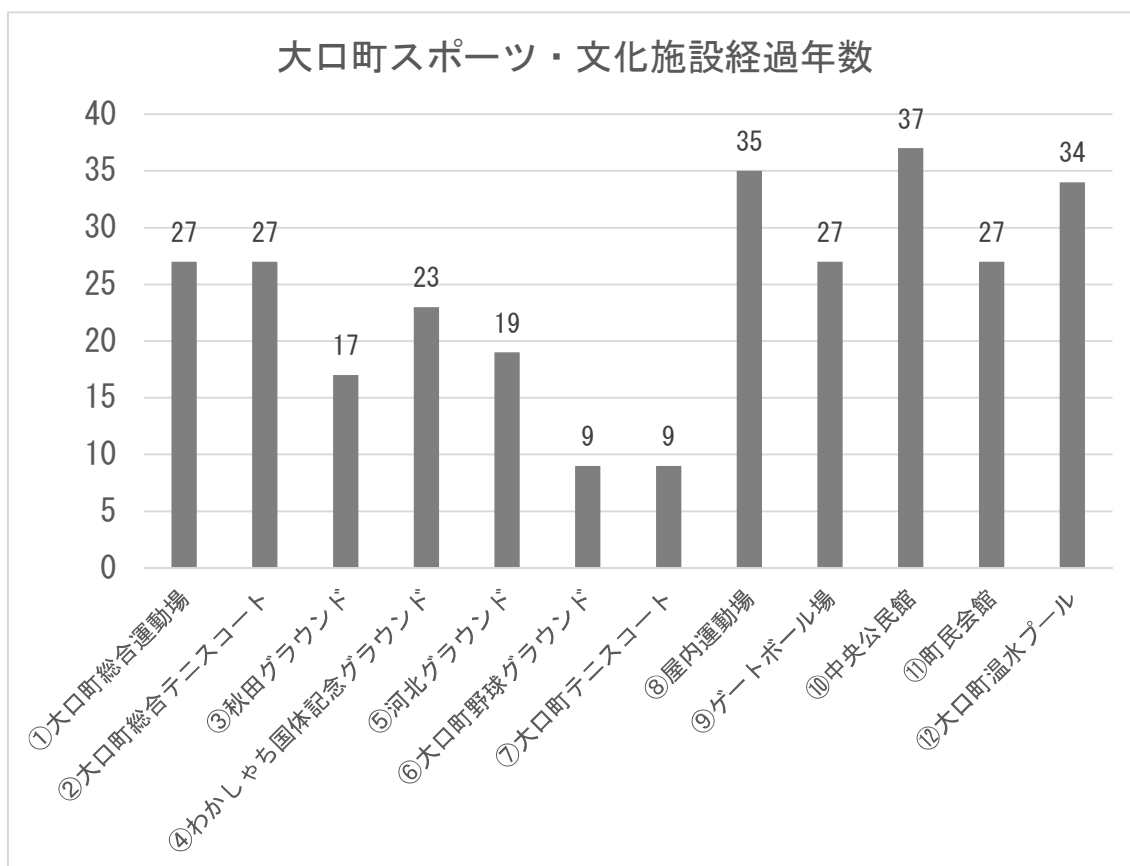
基本成果指標	現状値	目標値	
	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度	58.6%	60%	70%
町が主催したスポーツ大会・教室の参加人数	6,550人	6,800人	7,000人
スポーツ少年団指導者有資格者 (指導者に対する割合)	36.0%	40%	50%
スポーツ施設利用者数	500,360人	510,000人	520,000人

【第7次大口町総合計画から抜粋】



【大口町スポーツ・文化施設経過年数】（平成29年度現在）

- ① 大口町総合運動場 27年
- ② 大口町総合テニスコート 27年
- ③ 秋田グラウンド 17年
- ④ わかしやち国体記念公園グラウンド 23年
- ⑤ 河北グラウンド 19年
- ⑥ 大口町野球グラウンド 9年
- ⑦ 大口町テニスコート 9年
- ⑧ 屋内運動場 35年
- ⑨ ゲートボール場 27年
- ⑩ 中央公民館 37年
- ⑪ 町民会館 27年
- ⑫ 大口町温水プール 34年





## 第4章 スポーツ推進の基本的な考え方

### 4-1 基本理念

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であると明記されています。このような社会を実現するために国のスポーツ基本計画においては、住民一人ひとりが様々なスポーツ活動に自主的・主体的に関わっていくことが重要であるとしています。

本町においても、乳幼児から高齢者までの多様な世代やライフスタイルに応じて、気軽に参加でき、一生にわたって親しめるような生涯スポーツの普及やスポーツを通じたふれあい、交流、ネットワークの充実を図り、健康で活力のあるまちづくりを目指します。

### 4-2 基本方針

基本理念を実現するため、以下の方針を定めます。

#### ◆基本方針1

心身ともに健康で豊かな生活を送るため、スポーツ活動を推進し、運動を習慣化することにより、生活習慣病予防や介護予防を図るなど『スポーツによる健康づくり』を進めます。

#### ◆基本方針2

競技力向上を図るため、競技スポーツに対する意欲や関心を高めるとともに、人材育成・組織の充実を図ります。

#### ◆基本方針3

多様化するスポーツニーズに対応するため、各スポーツ施設において、適正な管理・運営を進めます。また、長期的な展望を踏まえたスポーツ活動の礎となる基盤整備を行います。

#### ◆基本方針4

スポーツによる地域づくりを推進し、地域社会の活性化やコミュニティの醸成を図ります。

## 第5章 スポーツ推進に向けた施策

### 5-1 生涯スポーツの推進

スポーツが住民にとって身近なものとなるよう、幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた生涯にわたるスポーツ活動の推進を図ります。

#### ◆幼児期からの運動習慣の確立

幼児期に体を動かして遊ぶことは、健康的な身体の発達だけでなく、ルールや協調性の学習など、心の発達にも繋がります。幼児自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感し、自発的に体を動かす習慣を身につけることができるよう、きっかけづくりを行います。

具体的には、総合型地域スポーツクラブと連携し、町内保育園等において体操教室やサッカー教室などを実施しながら、運動習慣の定着を図ります。

#### ◆青少年期における心身の健全な発育を促進

青少年期は、大人へと成長するための非常に重要な時期です。この時期に様々な環境でスポーツ活動することは、他人とのコミュニケーションの取り方などの社会性を身につけるとともに、将来に向けた身体づくりに繋がります。子どもたちがスポーツに興味を持ち、継続して楽しみながら心身の健全な成長に繋がる機会を創出します。

具体的には、町内のスポーツ少年団の活動を奨励し、子どもたちが継続的にスポーツ活動のできる場を確保します。また、総合型地域スポーツクラブと連携し、多種目スポーツ活動を実施しながら、様々なスポーツに触れあえる機会を設けます。

#### ◆成年期における心身の健康維持

仕事や家庭で中心的な役割を担う年代であることから、時間が限られている中でも手軽に取り組めるスポーツ活動の普及、促進を図ります。また、生活習慣病の予防及び改善のために意識的に体を動かすことを推奨します。

具体的には、スポーツ推進委員の企画によるスポーツ教室など、開催日時等に配慮した気軽に参加できる初心者向けの教室を実施していきます。また、コミュニティの醸成につながる地区別ソフトボール大会や町民体育祭、桜並木健康ジョギングなどのスポーツ大会を継続して開催していきます。

#### ◆高齢期における自らの健康づくりの推進

高齢者の生きがいづくりを目的とした、地域内や自宅など身近な場所で手軽に取り組めるスポーツの普及促進を図ります。

具体的には、総合型地域スポーツクラブと連携し、健康体操教室や健康麻雀倶楽部など、趣味活動を交えた健康づくりへのアプローチを行っていきます。また、健康生きがい課と連携し、地域で行っている介護予防教室への参加を促進します。日常生活を送る上で必要な運動機能の低下がみられる方については、適正なサービスが受けられるよう、情報共有を図っていきます。

#### ◆障がい者スポーツの普及促進

関係団体との連携により、障がいのある人が主体的にスポーツに参加できる環境づくりを推進して、障がい者スポーツの普及促進を図ります。

具体的には、町社会福祉協議会が実施している障がい者スポーツ大会を支援し、障がい者がスポーツに触れあえる機会の創出を図ります。また、障がい者スポーツを正しく理解するための啓発活動と、障がい者の利用に配慮したスポーツ施設のバリアフリー化を検討していきます。



## 5-2 競技スポーツの推進

### ◆競技力向上の推進

スポーツ活動の一層の振興と競技力の向上を図るため、全国大会などに出場する個人や団体などに対し、普及啓発などの支援を行っていきます。また、スポーツ振興等に貢献した住民や、スポーツ大会で顕著な成績を収めた住民などに対する表彰制度により、住民の競技スポーツに対する意欲や関心を高めます。

### ◆トップスポーツと触れあう機会の提供

体育協会と連携し、総合運動場での日本女子ソフトボール2部リーグの試合開催など、トップスポーツを観戦する機会の提供を行います。また、トップアスリートによるスポーツ指導など、住民とアスリートが直接触れあう機会の提供に努めます。

## 5-3 スポーツ活動を支える人材育成・組織の充実

### ◆スポーツ指導者の養成・確保

スポーツ推進のための指導や助言、気軽に参加できるスポーツ教室の企画など、地域のスポーツ指導者となるスポーツ推進委員の活動を支援します。また、日常的な健康づくりから競技スポーツの技術力向上まで、幅広い取り組みを推進するために、各スポーツ団体での指導者の養成・確保に努めます。

### ◆スポーツ団体の育成

スポーツの普及・振興に寄与している体育協会の活性化につなげるため、各団体における若い世代の協力と参加を促進します。また、子どものスポーツ活動の一端となるスポーツ少年団についても、更なる運営の改善や広報活動に努めます。

### ◆総合型地域スポーツクラブへの活動支援

生涯スポーツの推進、レクリエーションの普及、地域貢献事業の活性化、コミュニティの形成を目的として、総合型地域スポーツクラブへの活動支援を行います。

#### 5-4 スポーツ活動の礎となる基盤整備

老朽化したスポーツ施設の計画的な整備改修に努め、現有施設の機能強化を図りながら、誰もが利用しやすいスポーツ環境の充実に努めます。

具体的には、町内のスポーツ施設について、住民が安心・安全にスポーツを楽しめるよう、老朽化した施設やスポーツ器具の補修を進めます。また、既存のスポーツ施設が効率的に活用され、より多くの住民にスポーツの機会が提供できるよう、ニーズに応じた運営を進めます。

地域のスポーツ活動の拠点となっている小中学校の体育館やグラウンドの開放については、学校教育での利用との区分を明確にした上で、利用時間やルールを周知し、スポーツに親しむ機会の拡大を図ります。

##### 【主な施設等の整備計画予定】

##### ▼スポーツ施設照明のLED化

水銀灯が2020年で生産中止になることに伴い、現在、水銀灯を使用している総合運動場のグラウンドナイター設備やテニスコートなどの施設照明について、LED化を進めます。

##### ▼既存施設のバリアフリー化

障がい者や高齢者の施設利用の利便性を高めるために、既存施設へのスロープや手すりの設置など、バリアフリー化を進めます。

##### ▼温水プールの改修

老朽化に伴う安全面の問題もあることから、改修方法について今後のあり方を含めて検討していきます。

##### ▼情報システムの利便性向上

施設の予約状況について、現在は町ホームページで確認ができる状況ではありますが、今後さらにシステムの利便性向上を検討していきます。

##### ▼総合運動場の改修

多目的な利用が可能になるような改修方向を検討していきます。

#### 5-5 スポーツによるまちづくりの推進

##### ◆まちづくり事業としてのスポーツ参加機会の創出

誰もが参加できるまちづくり事業として、町内各地域や各種団体と協力して行う町民体育祭や地区別ソフトボール大会、桜並木健康ジョギングなど、住民一人ひとりが親しみやすいスポーツ参加の機会を創出し、まちづくりの推進を図ります。

## 第6章 実現に向けた各主体の役割

本計画に掲げたスポーツ推進の目標、基本方針を実現するためには、行政のみならず、住民、体育協会、スポーツ推進委員、総合型スポーツクラブ、各スポーツ団体など、多様な主体による協働が必要となります。今後はこれら関係機関や団体との役割分担、協働、連携のもと、大口町のスポーツ推進に向けて計画を進めていきます。

### ◆行政

関係部局及び関係機関と連携し、それぞれが主体的にスポーツに取り組めるよう環境整備や助言などの支援を行うなど、きめ細かな施策推進を行います。

### ◆住民

住民一人ひとりが心身の健康維持や体力づくりに関心を持ち、自分の体やライフスタイルに応じて、『する』『みる』『ささえる』などそれぞれの立場からスポーツに親しみ、スポーツを通じて積極的に人との交流や地域活動へ参加するなど、ふれあいのある生き生きとした生活を送ることが期待されます。

### ◆体育協会

町内関係団体との連携、協力のもと、住民がスポーツに参加できる機会を提供するとともに、指導者の育成などスポーツの裾野を広げる役割が期待されます。

### ◆スポーツ指導者・スポーツ推進委員

スポーツの普及・啓発による地域におけるスポーツ活動のコーディネーター役（調整役）としての役割が期待されます。また、住民に身近な立場でスポーツを支える（育てる）指導者として、スポーツに関する知識や技術の習得のほか、性別や世代にあった適切な指導が期待されます。

◆総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の地域住民がスポーツに親しむことが出来るようニーズを把握し、様々なスポーツ活動を行う場を創出、提供することが期待されます。また、町や教育機関と連携、協力し、地域住民がスポーツに親しむことのできる環境づくりへの取り組みが期待されます。

◆学校、保育園、幼稚園など

運動習慣を身につけるための学校体育やスポーツ活動に対し、子どもの発達段階に応じて、安全かつ効果的に推進することが期待されます。また、地域との連携により、地域が保有する資源（施設、人、情報）を有効活用しながら、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりの場を担う役割が期待されます。

◆企業

民間企業が保有する人材、施設、専門的なノウハウや資源の提供など、競技活動への支援、協力が期待されます。また、地域スポーツイベントへのボランティア派遣など、地域貢献活動が期待されます。

◆障がい者団体

行政やスポーツ関係者、福祉関係者との連携体制を築き、障がい者が障がいの種類や程度に応じたスポーツ活動を楽しむことができる環境づくりへの取り組みが期待されます。



## 第7章 計画の推進体制と評価・見直し

### 7-1 計画の推進体制

本計画は、高齢者、障がい者福祉、健康づくり、子育て支援及び学校教育の関係部署と連携を密にしながら、住民を中心に、関係団体などと連携して推進していきます。

### 7-2 計画の評価・見直し

計画を着実に実施するため、事業の実施状況や効果、指標の達成状況などについて評価や検証を行いながら、必要に応じて見直しを行います。

